

当事業所は契約者（利用者）に対して指定介護通所介護サービスを提供します。
事業所の概要・提供されるサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを説明します。

I. 経営法人の概要

法 人 名	社会福祉法人 善 隣 会
所 在 地	山梨県甲府市和田町2948番地の6
電 話 番 号	055（253）7231
代 表 者 氏 名	理 事 長 廣 瀬 朱 實
設 立 年 月 日	昭和50年6月25日

II. 事業所の概要

事 業 所 名	尚古園デイサービスセンター
事 業 所 の 目 的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
事業所の運営方針	要介護状態にある利用者の人権・人間性を尊重することを基本理念とし、利用者及び家族のニーズを的確に把握し、常に利用者の立場に立った通所介護サービスに努めるものとする。 *安全で安心して楽しめるやすらぎの場を提供します。 *ふれあいを通じて、明日への活力・生きがいを持てるよう応援します。 *一人ひとりに合った関わりをします。
所 在 地	山梨県甲府市和田町2948番地の6
電 話 ・ F A X	電 話 055（255）1215 F A X 055（255）1216
管 理 者 職 氏 名	所 長 草場裕美子
開 設 年 月 日	平成14年11月1日
介護保険事業者番号	1970101083
利 用 定 員	1日あたり 25名（通所介護利用者を含む）
主 な 設 備	トイレ（3ヶ所）、デイルーム、静養室（2カ所）、機能訓練室、浴室（一般浴・機械浴）、その他

III. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	甲府市（上九地域を除く）全域
営 業 日	毎週月曜日～土曜日 （ただし、1月1日～3日を除く）
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時30分 （サービス提供時間 午前9時00分～午後4時15分）

IV. 職員体制

職 種	人 員
管 理 者（所 長）	1 名
生 活 相 談 員	1 名以上（兼務介護職員含む）
介 護 職 員	3 名以上（うち、兼務可生活相談員含む）
看 護 職 員	1 名以上（訓練指導員兼務）
訓 練 指 導 員	1 名以上（看護職員兼務）

V. 提供するサービス及び利用料金

給付対象サービス	入浴・排泄・機能訓練・送迎等は、要介護度に応じて包括的に提供され、7～9割が介護保険から給付され、1～3割が自己負担となります。（別紙料金表参照）
給付対象外サービス	利用に応じてその全額が自己負担となります。（別紙料金表参照）
料 金 支 払 方 法	利用料金等の請求につきましては、毎月1回月末締め、翌月12日頃までに請求いたします。（更新・区分変更申請中で認定結果が確定していない場合は、確定した後の月の請求になる場合があります。）以下のいずれかの方法によりお支払ください。 ア、現金での支払い イ、下記指定口座への振込み 山梨中央銀行 北新支店 普通預金 <u>1 6 7 2 0 4</u> 尚古園デイサービスセンター 草場裕美子 ウ、金融機関口座からの自動引き落としを毎月26日に振り替えさせていただきます。

VI. サービス利用の中止、変更、追加

- （1） 利用予定日の前に通所介護サービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、緊急やむを得ない場合を除き、サービス実施日前日までにお申し出ください。なお、当日キャンセルの場合は、当日分の食費を申し受けます。但し、事業所都合によるキャンセルの場合はこの限りではありません。
- （2） 新たなサービス利用の追加を希望されても、利用定員を超える場合は、お断りする場合があります。
- （3） ご利用者の身体状況等により、サービスの内容の変更又は中止をする場合があります。その際には、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。

VII. 事故発生時の対応

1. 指定介護通所介護サービスを利用中に事故が発生した時は、次のとおりの対応をします。
 - ①速やかにご家族等に報告するとともに、必要に応じて主治医等に連絡し、指示を受けます。
 - ②必要に応じて保険者である市町村及び地域包括支援センターの担当介護支援専門員に連絡します。
 - ③事業所の責に帰すべき事由により事故が発生したときには、損害賠償を速やかに行います。
 - ④事故が発生したときは、その原因を究明し、スタッフ会議等において再発防止策を検討する等、再発防止に取り組みます。

VIII. 非常災害対策

当事業所では別に定める「消防計画」に則り、非常災害時の対応を行います。又、スプリンクラー設備・自動火災警報装置等消防法令に定められた設備を設置しており、カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。

IX. 苦情受付について

(1) 当事業所において提供するサービスについての苦情や疑問あるいは相談等、次の窓口において受け付けています。お気軽に申し出てください。

○受付窓口 (担当者) 所長 草場裕美子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日(1月1日～3日を除く) 午前9時から午後4時まで

○担当者が不在のときは、代わりの職員が対応いたします。

(2) 次の機関でも相談・苦情受け付けを行っています。受け付け時間等は直接お尋ねください。

甲府市役所 長寿介護課	所在地	甲府市丸の内1-18-1
	電 話	055-237-5473
	FAX	055-236-0118
山梨県国民健康保険団体連合会(介護サービス 苦情・相談窓口)	所在地	甲府市蓬沢1-15-35
	電 話	055-233-9201
	FAX	055-233-1204

X. 第三者評価の実施状況について

現在、当事業所では実施しておりません。

令和 年 月 日

指定介護通所介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護通所介護事業所 尚古園デイサービスセンター

説明者

職 名

氏 名

㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者(契約者)

住 所

氏 名

㊞

上記代理人

住 所

氏 名

㊞ 続 柄

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。